

受動形個人線量計の導入及び柏崎刈羽原子力発電所 組織改編に伴う保安規定の変更について (審査会合における指摘事項の回答)

令和5年1月24日

東京電力ホールディングス株式会社

令和4年12月20日の審査会合における指摘事項の回答

No.	指摘事項内容	回答頁
1	【保安規定】 今回の変更で用いられる受動形個人線量計と従来からあるAPDを使ってどのように東電及び協力企業放射線業務従事者の被ばく管理を行うのか、他条文との関連性や下部規程でどのような内容が記載されるのかを含め補足説明資料で説明すること。	資料1-1 P3 資料1-2 P5～9

1. 審査会合における指摘事項の回答

審査会合における指摘事項

当社から、受動形個人線量計の導入に伴い、保安規定を変更する旨のご説明をしたところ、以下の指摘を受けた。

- 今回の変更で用いられる受動形個人線量計と従来からあるAPDを使ってどのように東電及び協力企業放射線業務従事者の被ばく管理を行うのか、他条文との関連性や下部規程でどのような内容が記載されるのかを含め補足説明資料で説明すること。

指摘事項への回答

- 指摘事項を踏まえ、受動形個人線量計と従来からあるAPDを使って実施する、当社及び協力企業放射線業務従事者の線量管理について、保安規定との関連性や下部規程の記載案を資料1 - 2の補足説明資料に整理した。